

平成 20 年 7 月 4 日
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部四国支部

電気管理技術者の保安管理業務に係る 不適切事項に関する措置について

中国四国産業保安監督部四国支部は、本日、電気管理技術者の保安管理業務において、保安管理業務外部委託承認申請の未提出、換算係数の超過及び年次点検の未実施が認められたため、本人に対し、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないように、再発防止対策等について報告するよう指示しました。

(経緯)

- (1) 当支部で実施中の電気主任技術者選任状況確認作業において、当支部自家データベースに存在しない5事業場から電気管理技術者と委託契約している旨の回答がありました。当該電気管理技術者に確認したところ、外部委託承認申請書を提出していないことが判明しました。
- (2) このため、当支部では平成20年2月14日、当該電気管理技術者に報告を求めたところ、合計54の未提出事業場があること、電気事業法施行規則第52条の2第1号二に違反していたこと及び承認事業場を含めた受託事業場のうち1事業場を除く97事業場の年次点検が未実施であったことが判明しました。
また、平成20年3月3～4日に電気事業法第107条第3項の規定に基づく立入検査を実施し、当該電気管理技術者の報告内容に相違がないことを確認しました。
- (3) 本日、当支部では、これらの不適切な事項に関し、当該電気管理技術者に対して、文書をもって厳重注意をするとともに、再発防止対策等について報告するよう指示しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、佐藤補佐、本田補佐

電話：087-811-8584

URL：<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>